

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 7 9 号線の
都市計画変更（東京都決定）について
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 7 6 号線の
都市計画変更（東京都決定）について

文京区都市計画部都市計画課
令和 6 年 7 月

1 趣旨

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 79 号線（以下「補助第 79 号線」という。）は、令和元年 11 月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」における検証により「計画の変更（現道合わせ）」とする区間とされており、東京都・豊島区と調整の上、都市計画変更を行う。

また、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 76 号線（以下「補助第 76 号線」という。）は、文京区外の未着手となっている隅切りについて東京都が必要性の検証を行ったところ計画変更（現道合わせ）を行う箇所としたため都市計画の変更を行う。

2 都市計画の変更内容

（文京区に關係するもの）

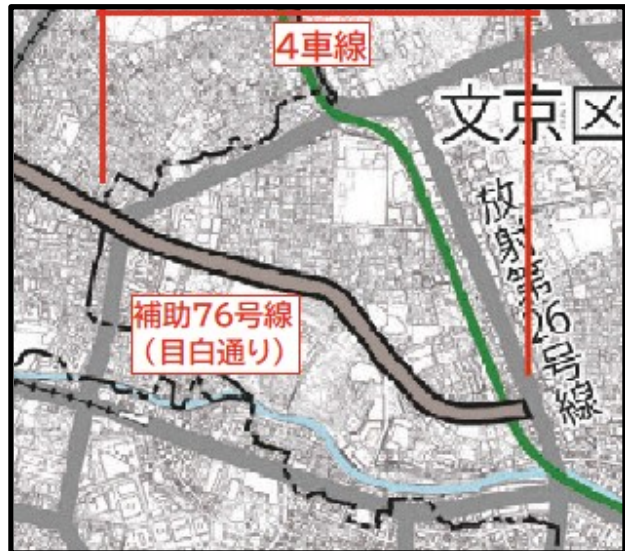
①補助第 79 号線【別紙 1】

- ・延長
：約 4,130m → 約 4,280m
（測量誤差を修正）
- ・幅員変更区間
：小石川一丁目
（こんにやくえんま前交差点）
～豊島区との区界
- ・幅員
：20m → 18m～19m
- ・車線数の決定
：2 車線、4 車線



②補助第 76 号線【別紙 2】

- ・延長
：約 15,240m → 約 15,290m
(測量誤差を修正)
- ・車線数の決定
：4 車線



3 説明会(東京都主催)

①補助 79 号線 (文京区に関するもの)

日時	会場	来場者数
令和 6 年 2 月 20 日(火) 16:00～19:00	文京シビックセンター 5 階 区民会議室 C	15 名

②補助 76 号線 (文京区に関するもの)

変更の主な理由である隅切りの縮小が文京区内にないため未開催

4 今後のスケジュール (予定)

令和 6 年 7 月 東京都へ意見照会の回答
10 月 都市計画変更 (東京都)

6 都市基街第 3 7 号
令和 6 年 5 月 1 5 日

文京区長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事 小池 百合子



東京都市計画道路の変更について（照会）
（東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 79 号線）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和 6 年 8 月 6 日（火曜日）までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 79 号線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	補 79	補助線街路 第 79 号線	文京区 春日一丁目	豊島区 巣鴨四丁目	文京区 千石三丁目	約 4, 280m	地表式	2 車線	18m	東京メトロ丸ノ内線と立体交差 東日本旅客鉄道山手線と立体交差 幹線街路放射第 8 号線と立体交差 幹線街路環状第 3 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 6 箇所	
	車線の内訳		4 車線			約 450m					
			2 車線			約 3, 830m					
	そ の 他										

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

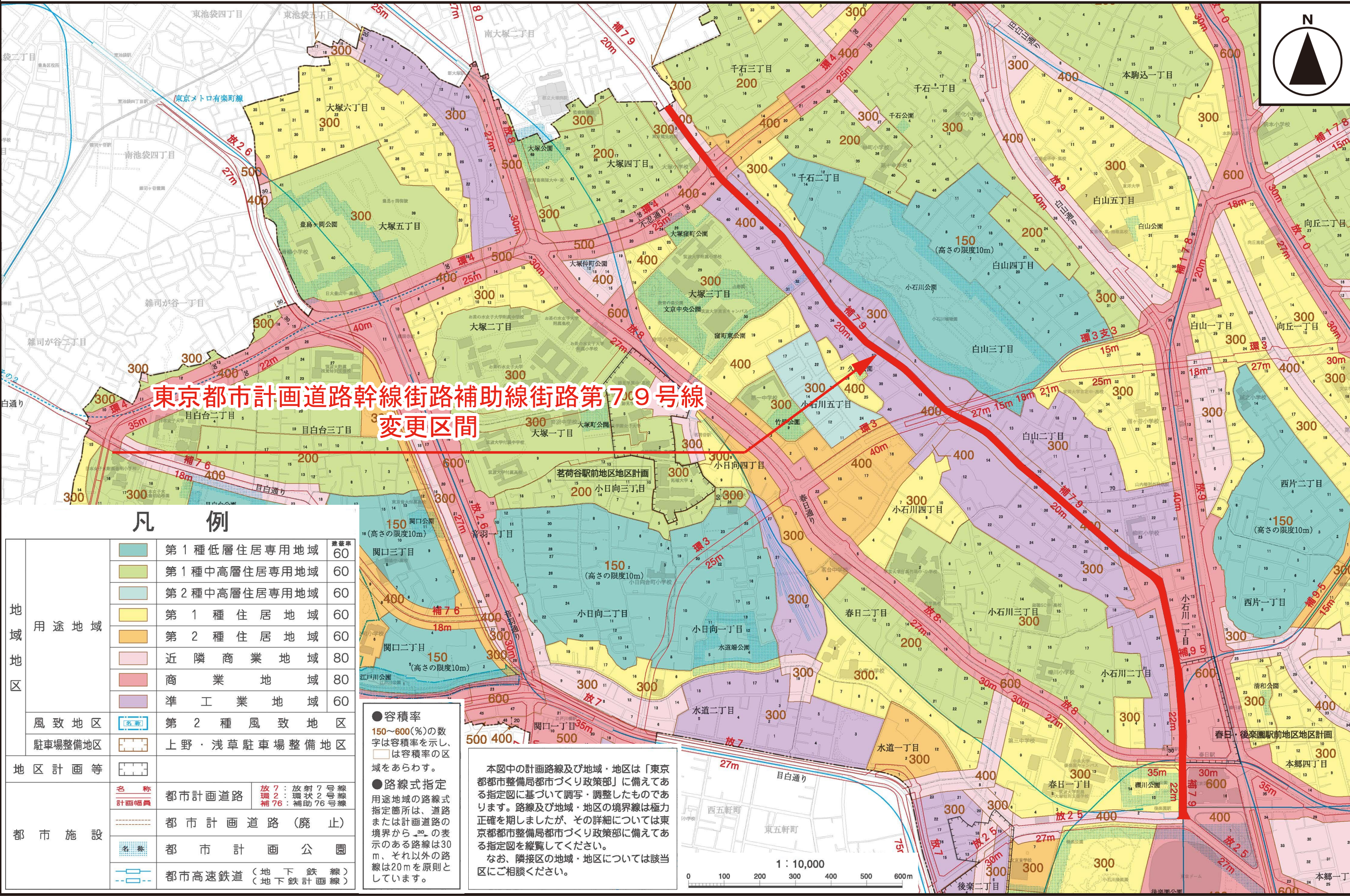
理 由：当区間において、必要な都市計画道路の幅員や機能が確認されたことから、一部幅員や一部区域等を変更する。

変 更 概 要

名 称	変 更 事 項
補助線街路第 79 号線	1 延長の変更 延長約 4,130m → 約 4,280m
	2 一部幅員の変更 20m → 18m 文京区小石川一丁目 ～ 文京区小石川五丁目 延長約 1,170m 文京区千石三丁目 ～ 豊島区南大塚二丁目 延長約 870m 20 m → 19m 文京区白山三丁目 ～ 文京区大塚三丁目 延長約 780m 豊島区南大塚一丁目～ 豊島区南大塚二丁目 延長約 120m
	3 一部区域の変更 文京区小石川一丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、千石二丁目、千石三丁目及び大塚四丁目各地内
	4 車線の数決定 2 車線（一部、4 車線）

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線 総括図1

〔東京都決定〕



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線
変更区間

凡 例

地域 地区	用途地域		第1種低層住居専用地域	60
			第1種中高層住居専用地域	60
			第2種中高層住居専用地域	60
			第1種住居地域	60
			第2種住居地域	60
			近隣商業地域	80
			商業地域	80
風致地区	駐車場整備地区		準工業地域	60
			第2種風致地区	
地区計画等	都市計画道路		上野・浅草駐車場整備地区	
			都市計画道路 (廃止)	
都市施設	都市計画公園		都市計画公園	
			都市高速鉄道 (地下鉄線)	

●容積率
150～600(%)の数字は容積率を示し、
は容積率の区域をあらわす。

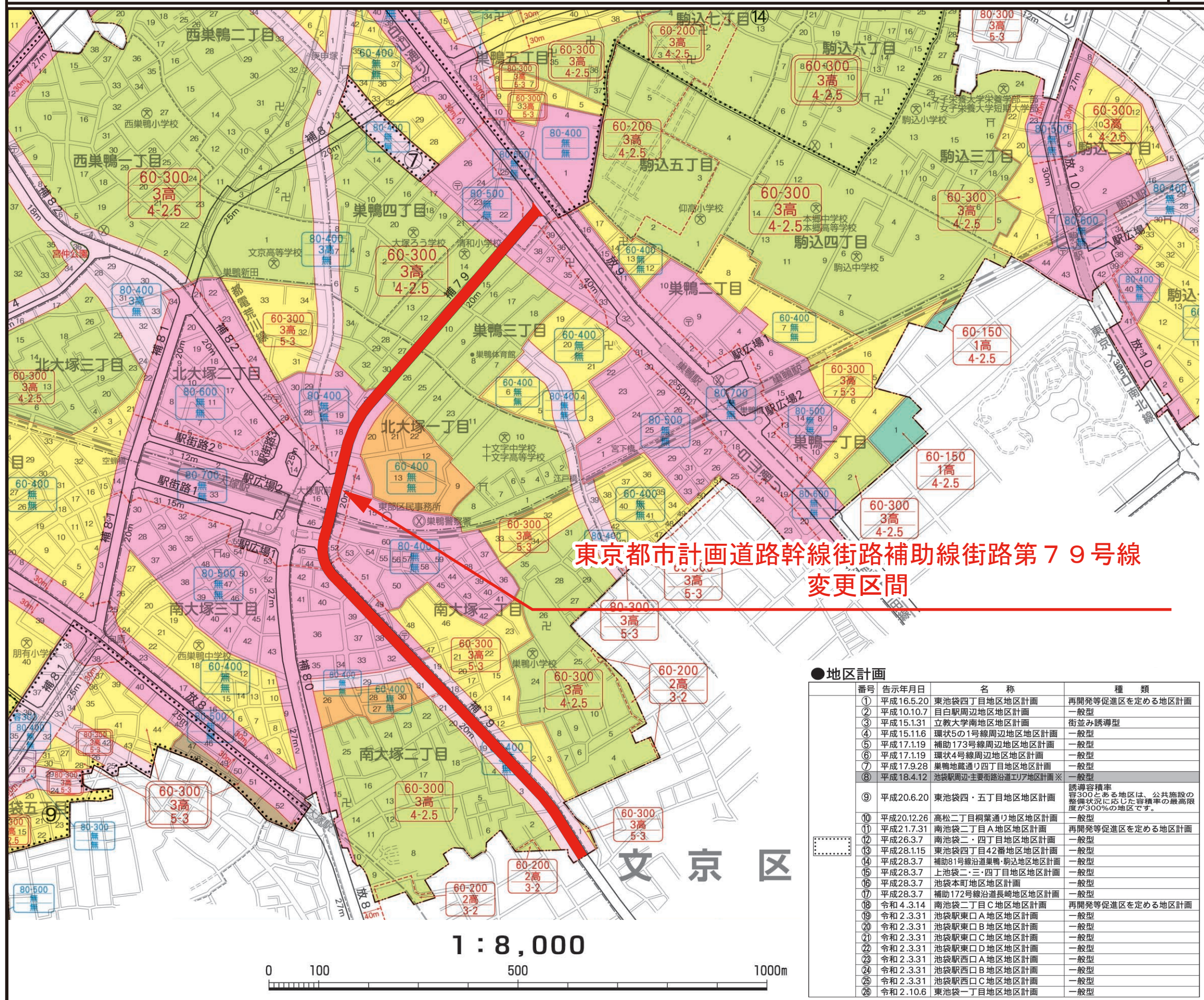
●路線式指定
用途地域の路線式指定箇所は、道路または計画道路の境界から30m、それ以外の路線は20mを原則としています。

本図中の計画路線及び地域・地区は「東京都都市整備局都市づくり政策部」に備えてある指定図に基づいて調写・調整したものであります。路線及び地域・地区の境界線は極力正確を期しましたが、その詳細については東京都都市整備局都市づくり政策部に備えてある指定図を縦覧してください。

なお、隣接区の地域・地区については該当区にご相談ください。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線 総括図2

[東京都決定]



凡 例			
区 境	区 役 所	病 院	
町 境	区 民 事 務 所・分 庁 舎	学 校	
丁 目 境	警 察 署	寺 院	
用途地域境	交 番	神 社	
容 積 率 等 境	郵 便 局	主 な 施 設	
	消 防 署・出 張 所	街 区 符 号	

	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10m)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準第二種特別工業地域

用途地域等の境界線のとり方
○用途地域等の境界線は原則として道路、鉄道、河川等の中心線とっています。
○路線式の指定は道路（都市計画道路がある場合はその計画線より）の端から20mです。
ただし数値の指定がある場合は、その数値となります。

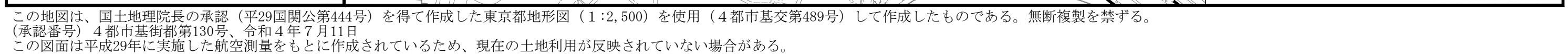
都市計画道路のない場合	都市計画道路のある場合
建ぺい率 (%)	容 積 率 (%)
60-300 3高(低7) 4-2.5	60-300 3高 5-3
準防火地域(赤色)	新たな防火規制 防火地域(青色) (赤色2重)

高度地区	1高:第1種高度地区 低12:最低限高度地区12m 2高:第2種高度地区 低7:最低限高度地区7m 3高:第3種高度地区 無:高度地区なし
日影規制時間	左の数値は敷地境界線等から5mを超える範囲、 右の数値は敷地境界線等から10mを超える範囲 で規制される日影規制時間です。 測定面の高さは、平均地盤面より4.0m（第一種低層住居専用地域は1.5m）

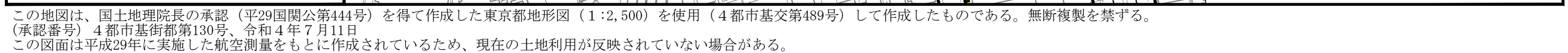
	地 区 計 画 区 域
	高 度 利 用 地 区
	特 定 街 区
	第 一 種 文 教 地 区
	第 二 種 文 教 地 区
	駐 車 場 整 備 地 区 (概 略 の 位 置 を 示 し た も の で す)
	都 市 計 画 公 園 ・ 緑 地
	都 市 計 画 道 路
	特 定 防 災 街 区 整 備 地 区

●地区計画		
番号	告示年月日	名 称
①	平成16.5.20	東池袋四丁目地区地区計画
②	平成10.10.7	目白駅周辺地区地区計画
③	平成15.1.31	立教大学南地区地区計画
④	平成15.11.6	環状5の1号線周辺地区地区計画
⑤	平成17.1.19	補助173号線周辺地区地区計画
⑥	平成17.1.19	環状4号線周辺地区地区計画
⑦	平成17.9.28	巣鴨蔵通四丁目地区地区計画
⑧	平成18.4.12	池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画※
⑨	平成20.6.20	東池袋四・五丁目地区地区計画
⑩	平成20.12.26	高松二丁目桐葉通り地区地区計画
⑪	平成21.7.31	南池袋二丁目A地区地区計画
⑫	平成26.3.7	南池袋二・四丁目地区地区計画
⑬	平成28.1.15	東池袋四丁目4番地区地区計画
⑭	平成28.3.7	補助81号線沿道巣鴨・駒込地区地区計画
⑮	平成28.3.7	上池袋二・三・四丁目地区地区計画
⑯	平成28.3.7	池袋本町地区地区計画
⑰	平成28.3.7	補助172号線沿道長崎地区地区計画
⑱	令和4.3.14	南池袋二丁目C地区地区計画
⑲	令和2.3.31	池袋駅東口A地区地区計画
⑳	令和2.3.31	池袋駅東口B地区地区計画
㉑	令和2.3.31	池袋駅東口C地区地区計画
㉒	令和2.3.31	池袋駅東口D地区地区計画
㉓	令和2.3.31	池袋駅西口A地区地区計画
㉔	令和2.3.31	池袋駅西口B地区地区計画
㉕	令和2.3.31	池袋駅西口C地区地区計画
㉖	令和2.10.6	東池袋一丁目地区地区計画

縮尺 二千五百分の一



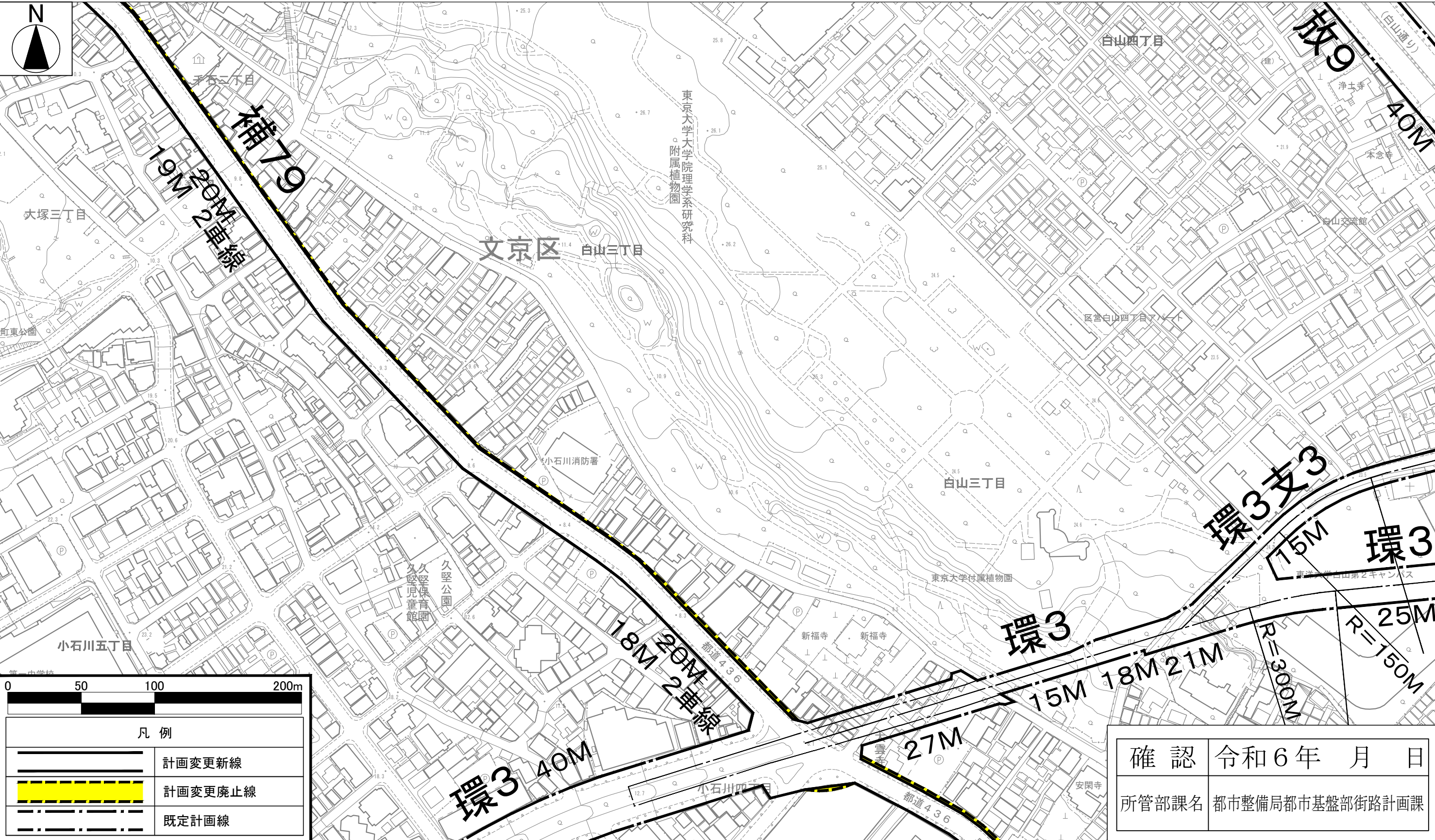
縮尺 二千五百分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線 計画図 3

縮尺 二千五百分の一

〔東京都決定〕



確認	令和6年 月 日
所管部課名	都市整備局都市基盤部街路計画課

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線 計画図 4

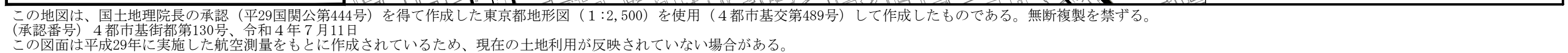
縮尺 二千五百分の一

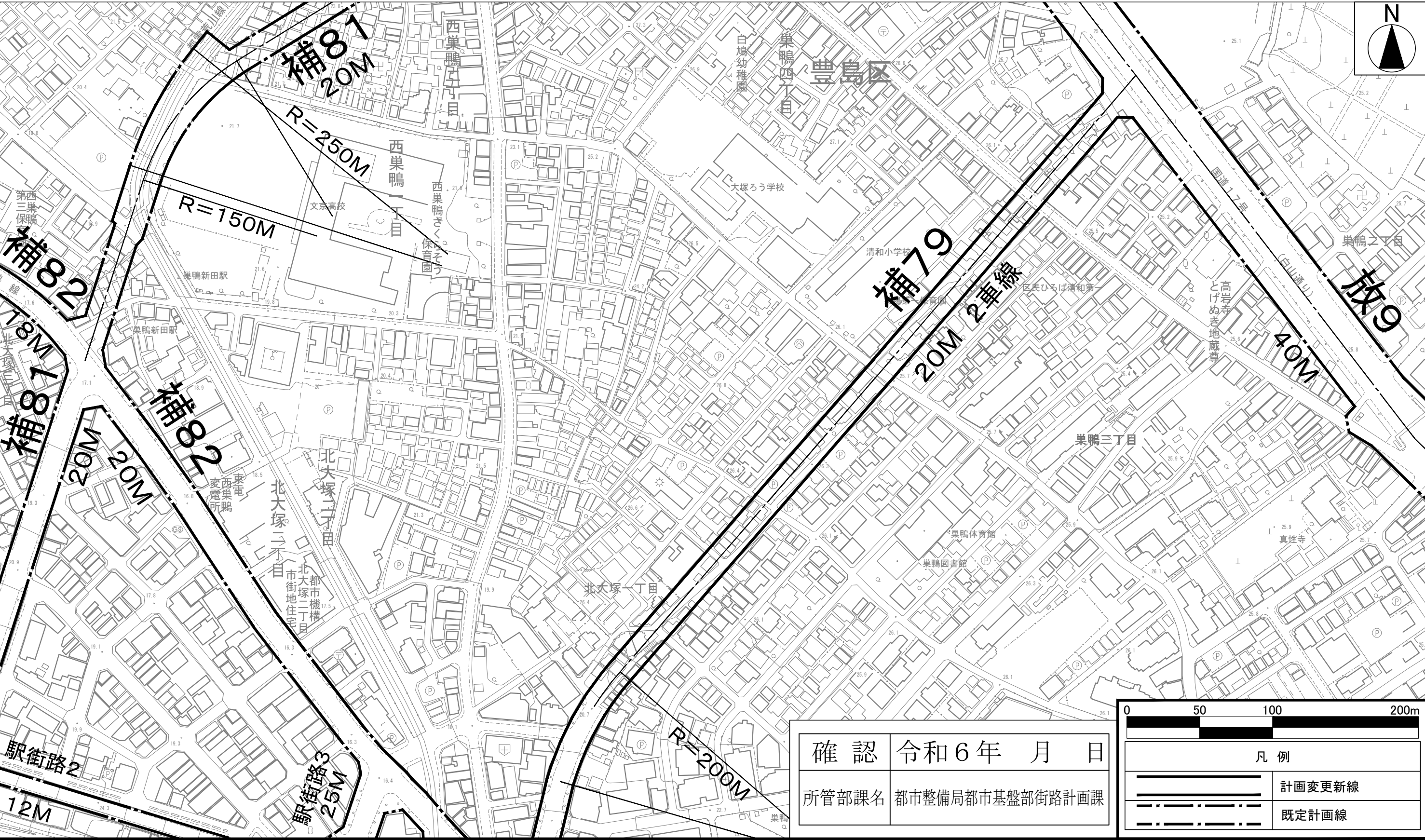
〔東京都決定〕



確認	令和6年 月 日
所管部課名	都市整備局都市基盤部街路計画課

縮尺 二千五百分の一





6 都 市 基 街 第 28 号
令和 6 年 5 月 15 日

文京区長 殿

東京都
上記代表者 東京都知事 小池 百合子

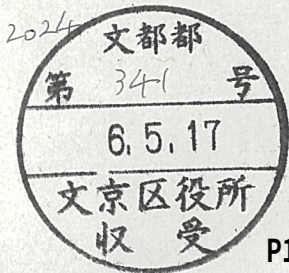


東京都市計画道路の変更について（照会）
（東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 76 号線）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和 6 年 8 月 6 日（火曜日）までに御回答願います。

- 添付書類
- 1 計画書
 - 2 総括図
 - 3 計画図



東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 76 号線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補 76	補助線街路第 76 号線	文京区 音羽一丁目	練馬区 関町北四丁目	豊島区 目白一丁目 新宿区 下落合三丁目	約 15,290m	地表式	2 車線	15m	東日本旅客鉄道山手線、東日本旅客鉄道赤羽線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 3 箇所 幹線街路環状第 4 号線と立体交差 幹線街路環状第 5 号線の 1 と立体交差 幹線街路補助線街路第 171 号線と立体交差 幹線街路環状第 7 号線と立体交差 幹線街路環状第 8 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 15 箇所	
	車線の内訳		4 車線			約 3,170m					
			2 車線			約 12,120m					
	そ の 他										

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由：必要な隅切り長を満たしていることが確認されたことから、一部区域等を変更する。

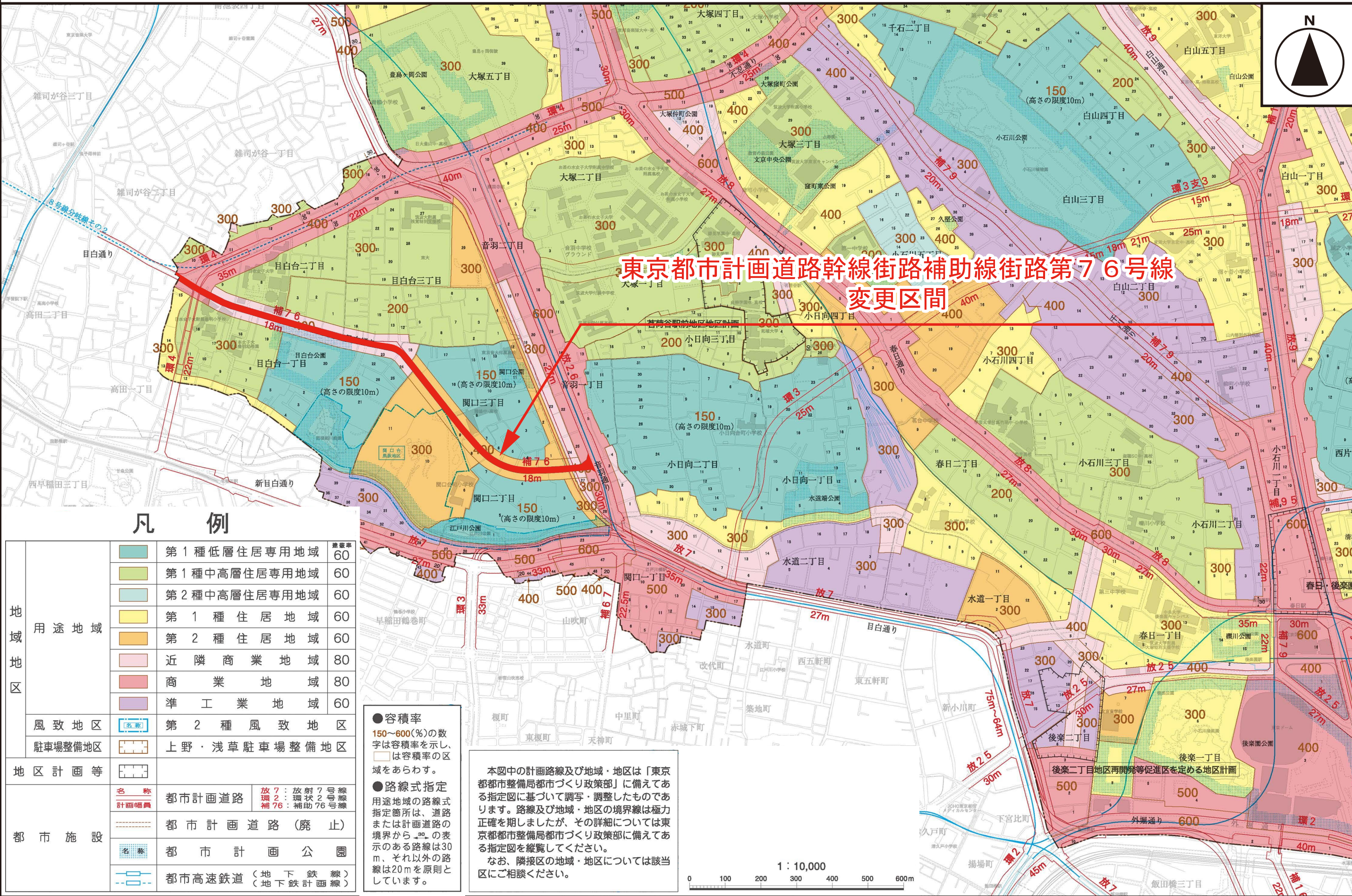
変 更 概 要

名 称	変 更 事 項
補助線街路第 76 号線	1 延長の変更 延長約 15, 240m → 約 15, 290m
	2 一部区域の変更 新宿区西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、江古田四丁目及び沼袋二丁目各地内
	3 車線数の決定 2 車線（一部、4 車線）

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 総括図1

〔東京都決定〕

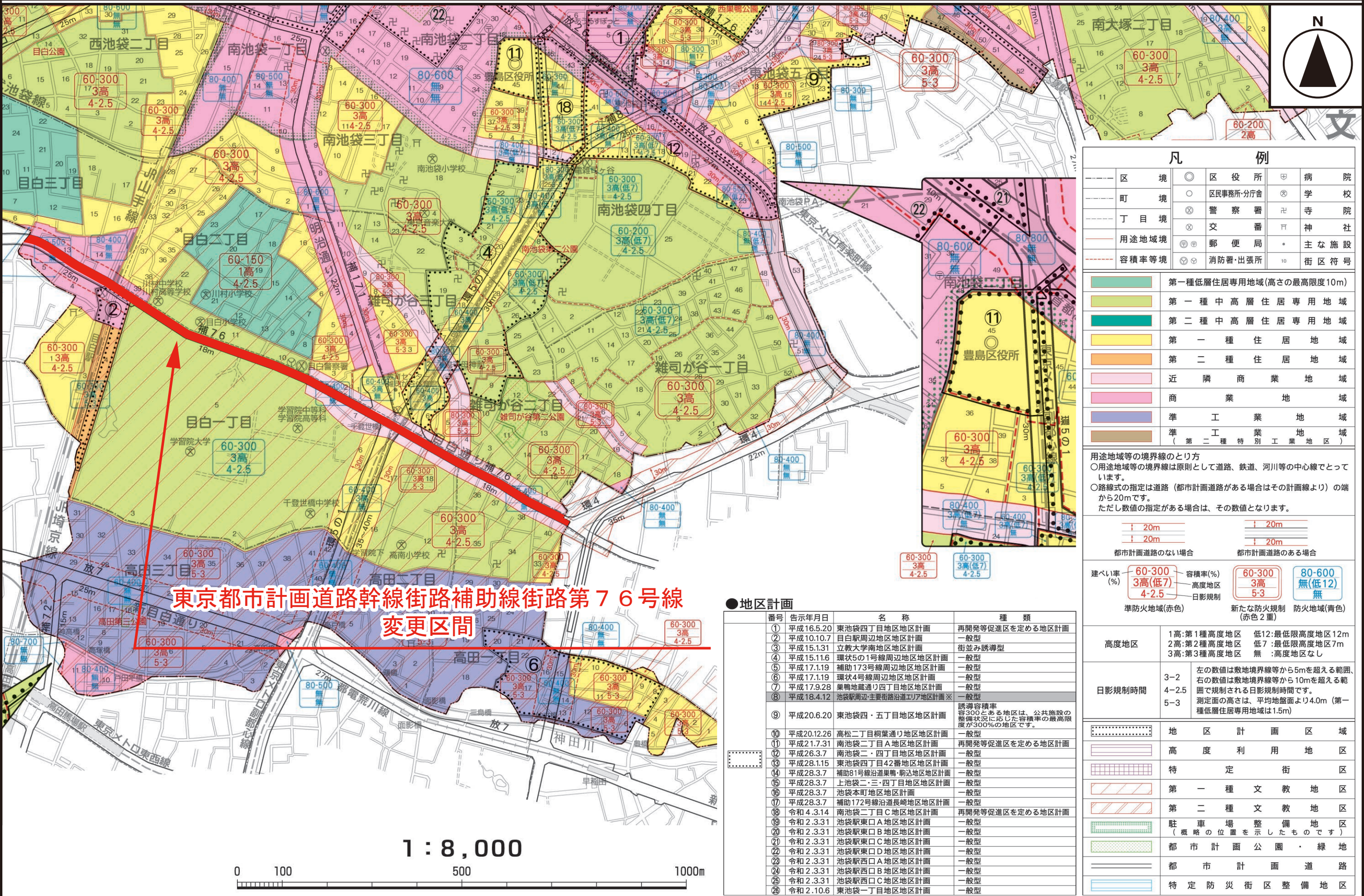
縮尺 一万分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 総括図2

[東京都決定]

縮尺 八千分の一



凡 例	
区 境	区 役 所
町 境	区 民 事 務 所 ・ 分 庁 舎
丁 目 境	警 察 署
用途地域境	交 番
容 積 率 等 境	郵 便 局
	消 防 署 ・ 出 張 所
	病 院
	学 校
	寺 院
	神 社
	主 な 施 設
	街 区 符 号

第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10m)
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
準工業地域(第二種特別工業地区)

用途地域等の境界線のとり方
○用途地域等の境界線は原則として道路、鉄道、河川等の中心線とっています。
○路線式の指定は道路(都市計画道路がある場合はその計画線より)の端から20mです。
ただし数値の指定がある場合は、その数値となります。

都市計画道路のない場合	都市計画道路のある場合
建ぺい率(%) 60-300 3高(低7) 4-2.5	容積率(%) 60-300 3高 5-3
準防火地域(赤色)	新たな防火規制 防火地域(青色) (赤色2重)

高度地区	1高:第1種高度地区 2高:第2種高度地区 3高:第3種高度地区	低12:最低限高度地区12m 低7:最低限高度地区7m 無:高度地区なし
日影規制時間	3-2 4-2.5 5-3	左の数値は敷地境界線等から5mを超える範囲、右の数値は敷地境界線等から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。 測定面の高さは、平均地盤面より4.0m(第一種低層住居専用地域は1.5m)

地区計画区域
高度利用地区
特定街区
第一種文教地区
第二種文教地区
駐車場整備地区 (概略の位置を示したものです)
都市計画公園・緑地
都市計画道路
特定防災街区整備地区

●地区計画

番号	告示年月日	名 称	種 類
①	平成16.5.20	東池袋四丁目地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
②	平成10.10.7	目白駅周辺地区地区計画	一般型
③	平成15.1.31	立教大学南地区地区計画	街並み誘導型
④	平成15.11.6	環状5の1号線周辺地区地区計画	一般型
⑤	平成17.1.19	補助173号線周辺地区地区計画	一般型
⑥	平成17.1.19	環状4号線周辺地区地区計画	一般型
⑦	平成17.9.28	巣鴨地蔵通り四丁目地区地区計画	一般型
⑧	平成18.4.12	池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画※	一般型
⑨	平成20.6.20	東池袋四・五丁目地区地区計画	誘導容積率
⑩	平成20.12.26	高松二丁目桐葉通り地区地区計画	一般型
⑪	平成21.7.31	南池袋二丁目A地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑫	平成26.3.7	南池袋二・四丁目地区地区計画	一般型
⑬	平成28.1.15	東池袋四丁目42番地区地区計画	一般型
⑭	平成28.3.7	補助81号線沿道巣鴨・駒込地区地区計画	一般型
⑮	平成28.3.7	上池袋二・三・四丁目地区地区計画	一般型
⑯	平成28.3.7	池袋本町地区地区計画	一般型
⑰	平成28.3.7	補助172号線沿道長崎地区地区計画	一般型
⑱	令和4.3.14	南池袋二丁目C地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑲	令和2.3.31	池袋駅東口A地区地区計画	一般型
⑳	令和2.3.31	池袋駅東口B地区地区計画	一般型
㉑	令和2.3.31	池袋駅東口C地区地区計画	一般型
㉒	令和2.3.31	池袋駅東口D地区地区計画	一般型
㉓	令和2.3.31	池袋駅西口A地区地区計画	一般型
㉔	令和2.3.31	池袋駅西口B地区地区計画	一般型
㉕	令和2.3.31	池袋駅西口C地区地区計画	一般型
㉖	令和2.10.6	東池袋一丁目地区地区計画	一般型

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 総括図3

[東京都決定]

縮尺 八千分の一

凡 例	
区 境	区 役 所
町 境	区民事務所・分庁舎
丁目 境	警 察 署
用途地域境	交 番
容積率等境	郵 便 局
	消防署・出張所
	病 院
	学 校
	寺 院
	神 社
	主 な 施 設
	街 区 符 号

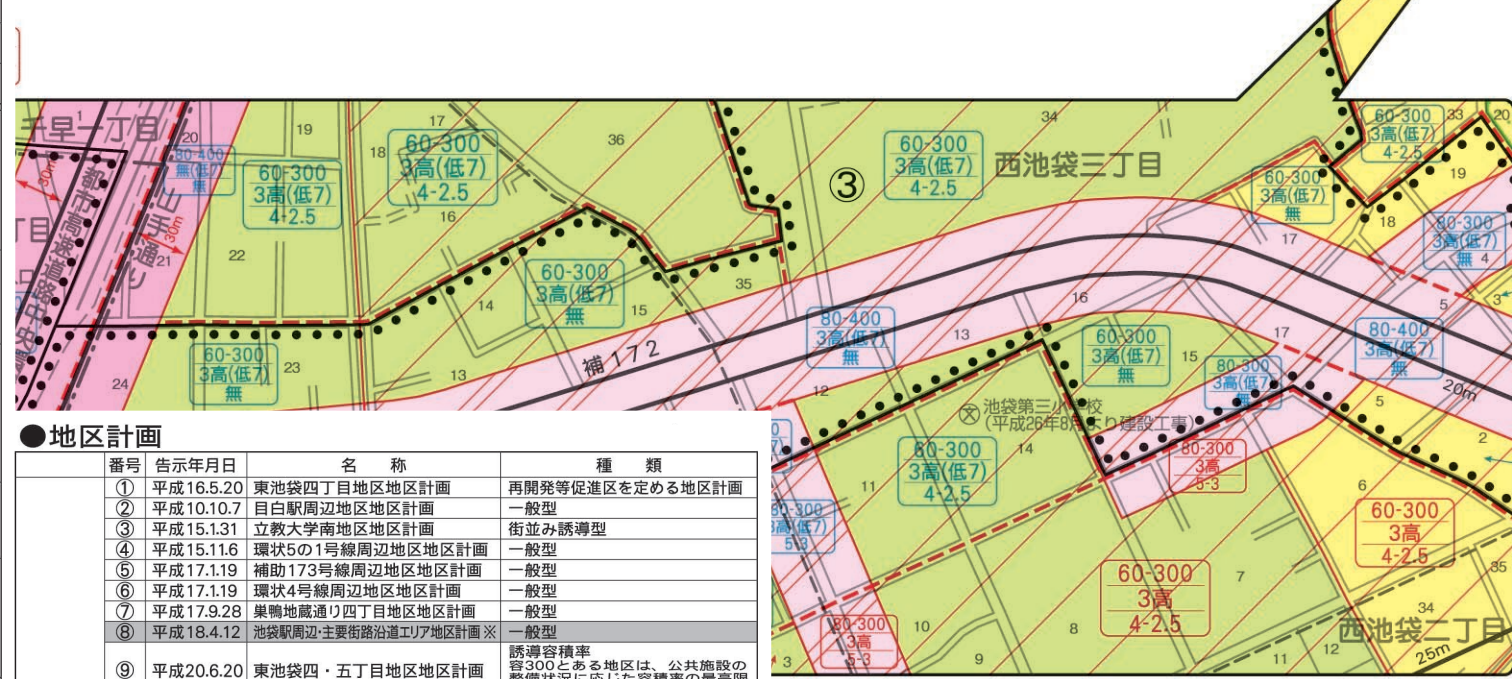
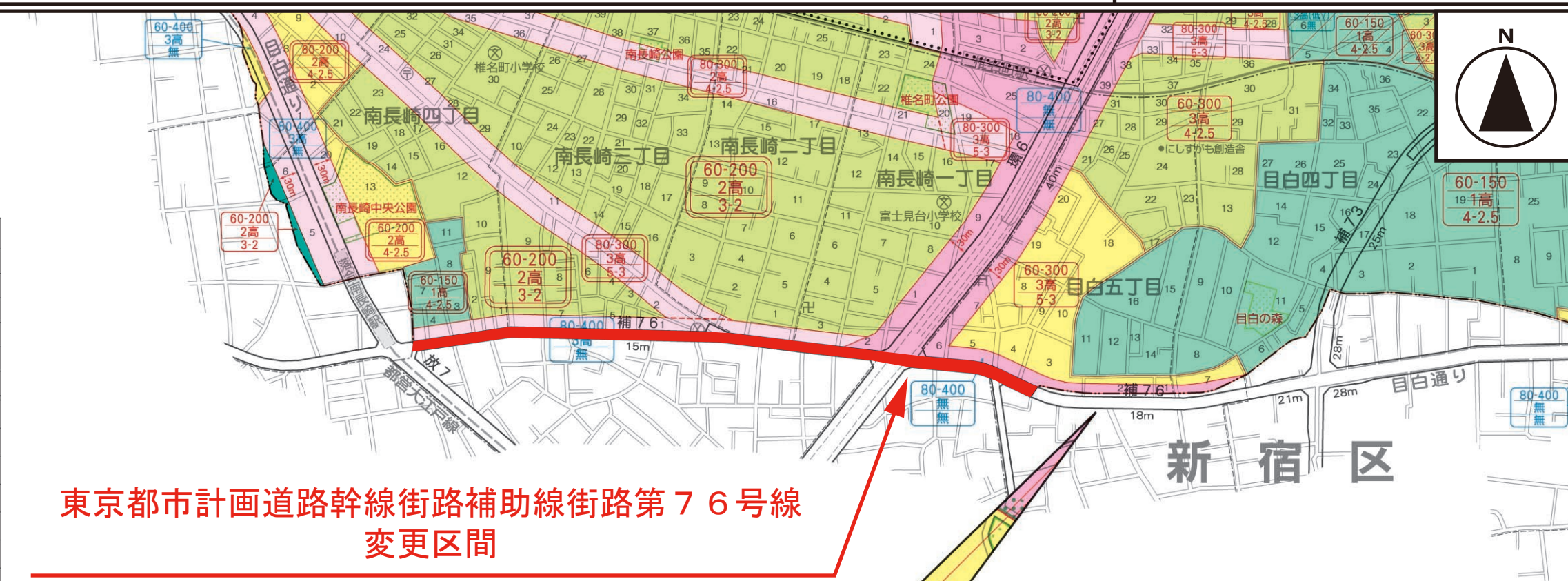
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10m)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準工業地域(第二種特別工業地区)

用途地域等の境界線のとり方
○用途地域等の境界線は原則として道路、鉄道、河川等の中心線とっています。
○路線式の指定は道路(都市計画道路がある場合はその計画線より)の端から20mです。
ただし数値の指定がある場合は、その数値となります。

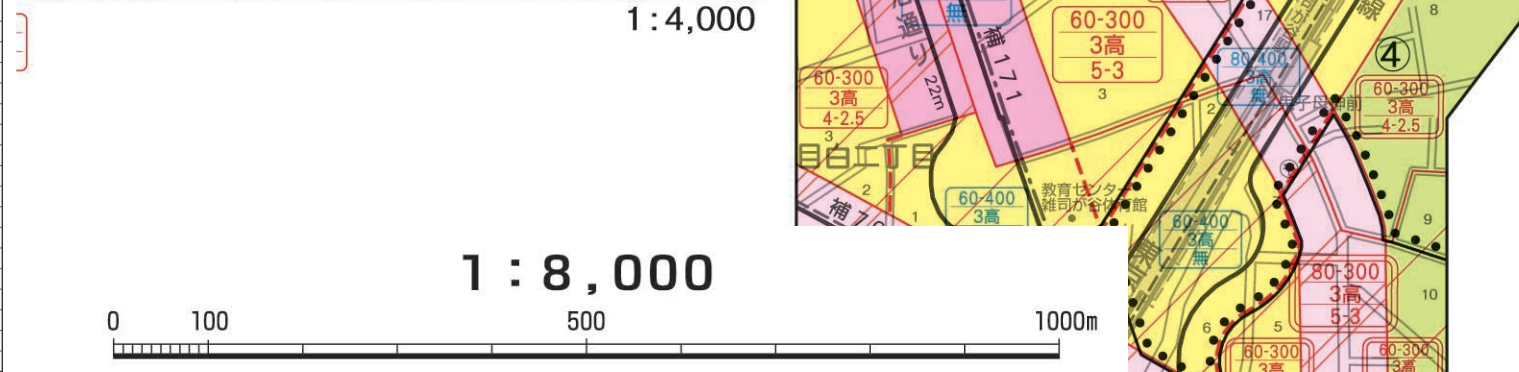
都市計画道路のない場合	都市計画道路のある場合
建ぺい率(%) 60-300 3高(低7) 4-2.5	容積率(%) 60-300 3高 5-3
日影規制 準防火地域(赤色)	新たな防火規制 防火地域(青色)

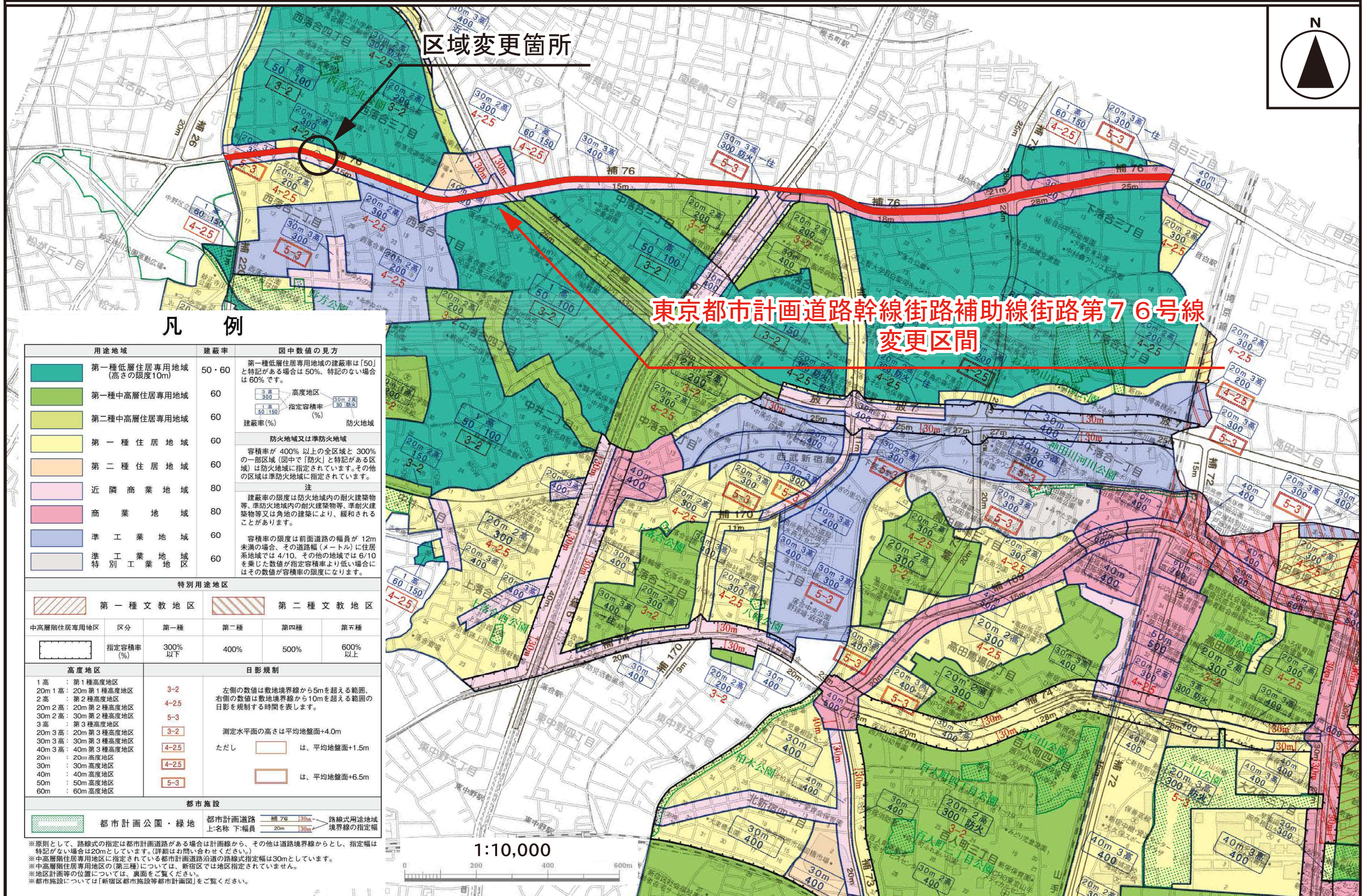
高度地区	1高:第1種高度地区 2高:第2種高度地区 3高:第3種高度地区	低12:最低限高度地区12m 低7:最低限高度地区7m 無:高度地区なし
日影規制時間	3-2 4-2.5 5-3	左の数値は敷地境界線等から5mを超える範囲、右の数値は敷地境界線等から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。 測定面の高さは、平均地盤面より4.0m(第一種低層住居専用地域は1.5m)

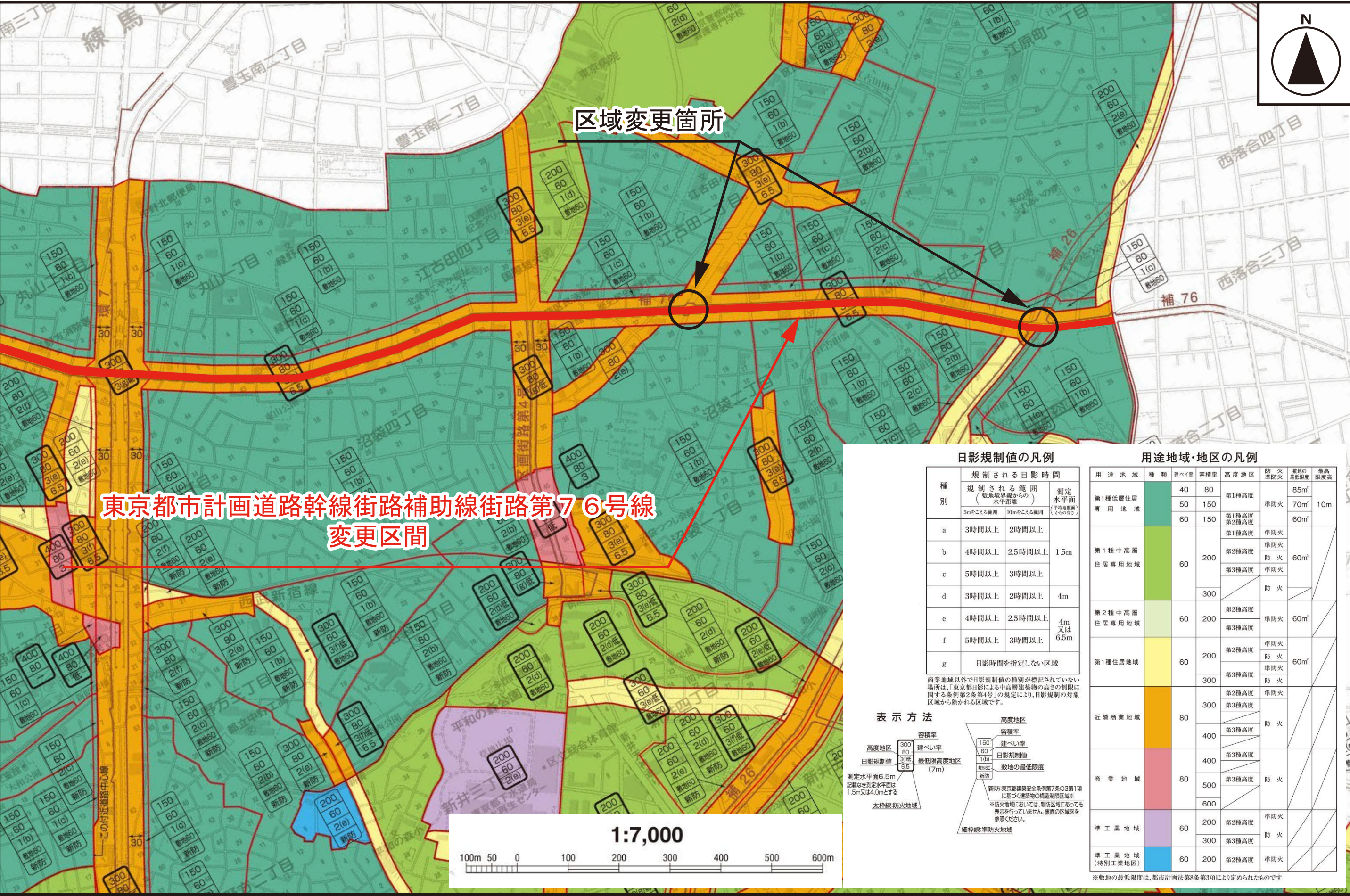
	地 区 計 画 区 域
	高 度 利 用 地 区
	特 定 街 区
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	駐 車 場 整 備 地 区 (概略の位置を示したものです)
	都 市 計 画 公 園 ・ 緑 地
	都 市 計 画 道 路
	特 定 防 災 街 区 整 備 地 区



番号	告示年月日	名 称	種 類
①	平成16.5.20	東池袋四丁目地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
②	平成10.10.7	目白駅周辺地区地区計画	一般型
③	平成15.3.31	立教大学南地区地区計画	街並み誘導型
④	平成15.11.6	環状5の1号線周辺地区地区計画	一般型
⑤	平成17.1.19	補助173号線周辺地区地区計画	一般型
⑥	平成17.1.19	環状4号線周辺地区地区計画	一般型
⑦	平成17.9.28	巣鴨蔵通四丁目地区地区計画	一般型
⑧	平成18.4.12	池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画※	一般型
⑨	平成20.6.20	東池袋四・五丁目地区地区計画	誘導容積率容300とある地区は、公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度が300%の地区です。
⑩	平成20.12.26	高松二丁目桐葉通り地区地区計画	一般型
⑪	平成21.7.31	南池袋二丁目A地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑫	平成26.3.7	南池袋二・四丁目地区地区計画	一般型
⑬	平成28.1.15	東池袋四丁目42番地区地区計画	一般型
⑭	平成28.3.7	補助81号線沿道巣鴨・駒込地区地区計画	一般型
⑮	平成28.3.7	上池袋二・三・四丁目地区地区計画	一般型
⑯	平成28.3.7	池袋本町地区地区計画	一般型
⑰	平成28.3.7	補助172号線沿道長崎地区地区計画	一般型
⑱	令和4.3.14	南池袋二丁目C地区地区計画	再開発等促進区を定める地区計画
⑲	令和2.3.31	池袋駅東口A地区地区計画	一般型
⑳	令和2.3.31	池袋駅東口B地区地区計画	一般型
㉑	令和2.3.31	池袋駅東口C地区地区計画	一般型
㉒	令和2.3.31	池袋駅東口D地区地区計画	一般型
㉓	令和2.3.31	池袋駅西口A地区地区計画	一般型
㉔	令和2.3.31	池袋駅西口B地区地区計画	一般型
㉕	令和2.3.31	池袋駅西口C地区地区計画	一般型
㉖	令和2.10.6	東池袋一丁目地区地区計画	一般型







東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線
変更区間

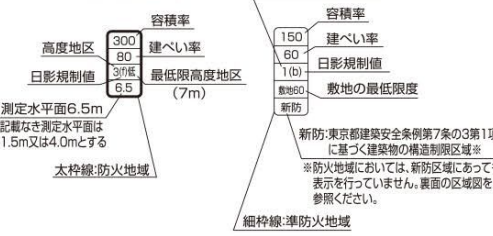
区域変更箇所

日影規制値の凡例

種別	規制される日影時間		測定 水平面 (平均地面高 からの高さ)
	規制される範囲 (敷地境界線からの 水平距離)	測定 水平面 (平均地面高 からの高さ)	
	5mをこえる範囲	10mをこえる範囲	
a	3時間以上	2時間以上	1.5m
b	4時間以上	2.5時間以上	4m
c	5時間以上	3時間以上	4m 又は 6.5m
d	3時間以上	2時間以上	4m 又は 6.5m
e	4時間以上	2.5時間以上	4m 又は 6.5m
f	5時間以上	3時間以上	4m 又は 6.5m
g	日影時間を指定しない区域		

商業地域以外で日影規制値の種別が標記されていない場合は、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第2条第4号」の規定により、日影規制の対象区域から除かれる区域です。

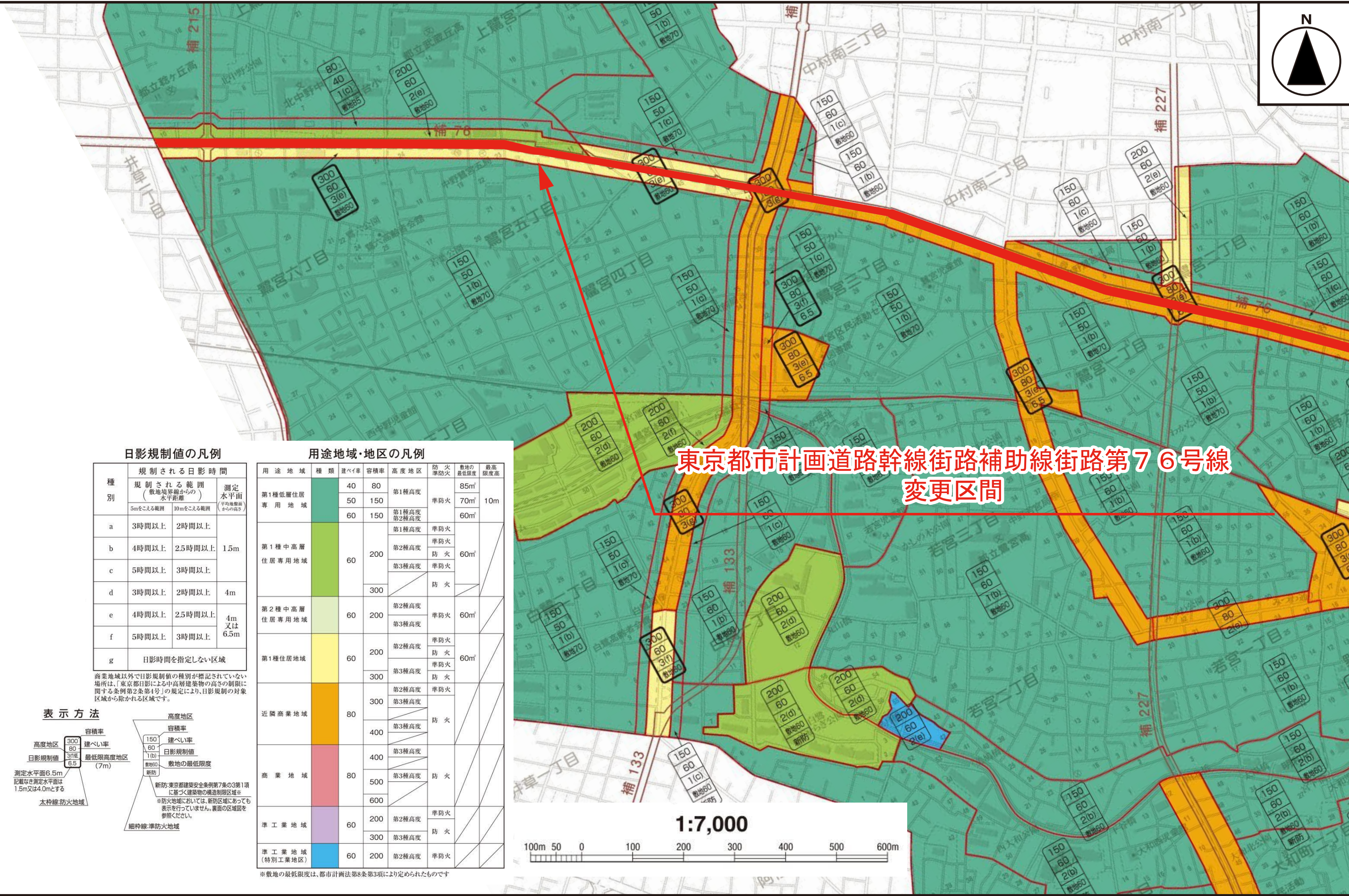
表示方法



用途地域・地区の凡例

用途地域	種類	建ぺい率	容積率	高度地区	防火防犯	敷地の最低限度	最高限度高
第1種低層住居専用地域		40	80	第1種高度	準防火	85㎡	10m
		50	150	第1種高度	防火	70㎡	
		60	150	第2種高度	防火	60㎡	
第1種中高層住居専用地域		60	200	第1種高度	準防火	60㎡	
				第2種高度	防火		
				第3種高度	防火		
第2種中高層住居専用地域		60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
第1種住居地域		60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
近隣商業地域		80	300	第2種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
商業地域		80	500	第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
準工業地域		60	200	第2種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
準工業地域(特別工業地区)		60	200	第2種高度	準防火		

※敷地の最低限度は、都市計画法第8条第3項により定められたものです



日影規制値の凡例

種別	規制される日影時間		測定 水平面 (平均地盤面 からの高さ)
	規制される範囲 (敷地境界線からの 水平距離)	測定 範囲	
	5mをこえる範囲	10mをこえる範囲	
a	3時間以上	2時間以上	1.5m
b	4時間以上	2.5時間以上	
c	5時間以上	3時間以上	
d	3時間以上	2時間以上	4m 又は 6.5m
e	4時間以上	2.5時間以上	
f	5時間以上	3時間以上	
g	日影時間を指定しない区域		

商業地域以外で日影規制値の種別が指定されていない場所は、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第2条第4号」の規定により、日影規制の対象区域から除かれる区域です。

表示方法



用途地域・地区の凡例

用途地域	種別	建ぺい率	容積率	高度地区	防火	敷地の最低限度	最高限度高
第1種低層住居専用地域		40	80	第1種高度	準防火	85㎡	10m
		50	150	第1種高度	準防火	70㎡	
		60	150	第2種高度	準防火	60㎡	
第1種中高層住居専用地域		60	200	第1種高度	準防火	60㎡	
				第2種高度	防火		
				第3種高度	準防火		
第2種中高層住居専用地域		60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
第1種住居地域		60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
近隣商業地域		80	300	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
商業地域		80	400	第3種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
準工業地域		60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
準工業地域(特別工業地区)		60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		

※敷地の最低限度は、都市計画法第8条第3項により定められたものです

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線
変更区間

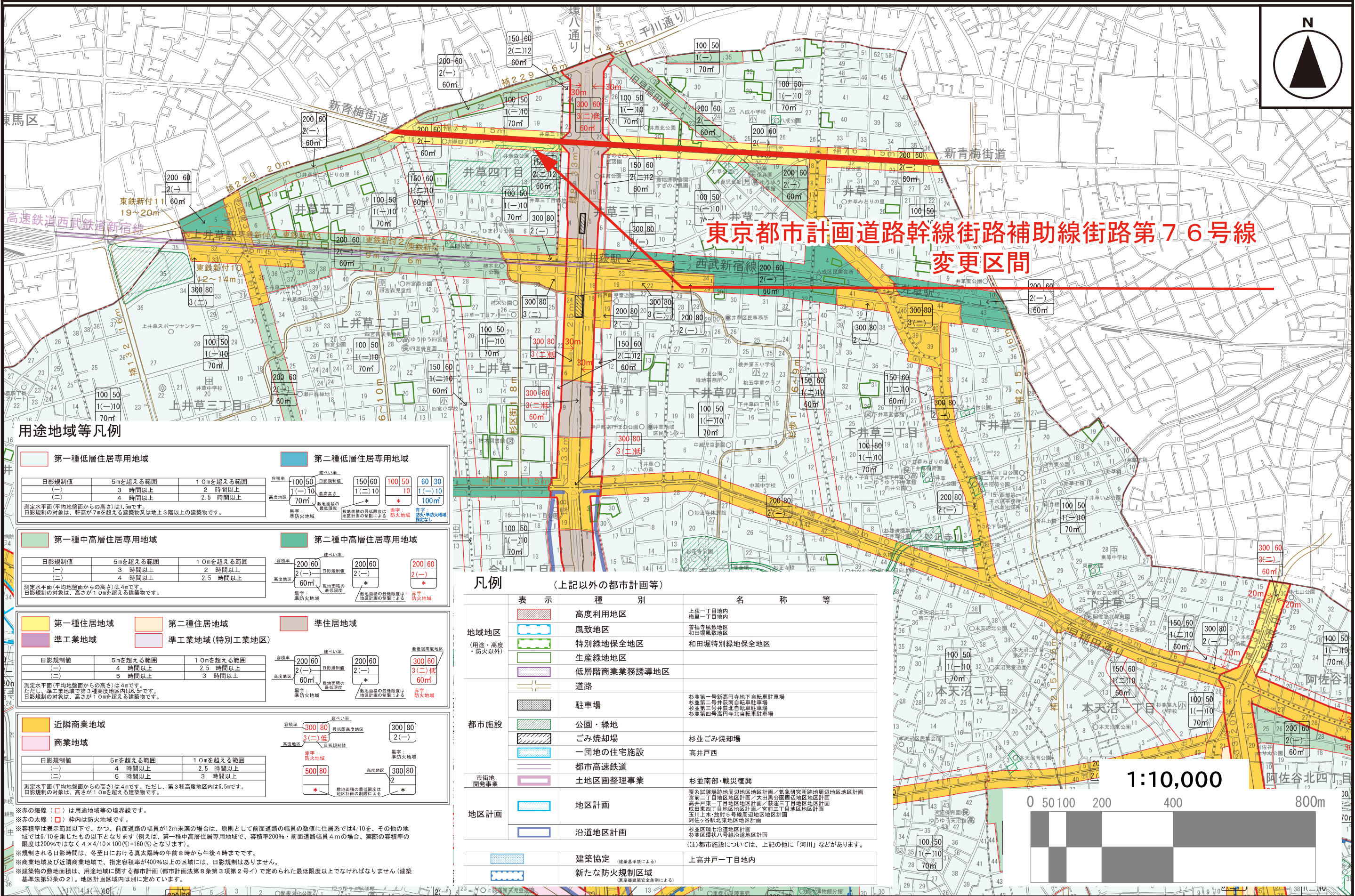
1:7,000



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 総括図7

[東京都決定]

縮尺 一万分の一



用途地域等凡例

第一種低層住居専用地域			第二種低層住居専用地域		
日影規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲	日影規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	3 時間以上	2 時間以上	(一)	3 時間以上	2 時間以上
(二)	4 時間以上	2.5 時間以上	(二)	4 時間以上	2.5 時間以上
測定水平面(平均地盤面からの高さ)は1.5mです。 日影規制の対象は、軒高が7mを超える建築物又は地上3層以上の建築物です。			測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 日影規制の対象は、高さ10mを超える建築物です。		
容積率	100/50	150/60	容積率	100/50	150/60
高度地区	1(-)10	1(二)10	高度地区	1(-)10	1(二)10
黒字	防火地域	防火地域	黒字	防火地域	防火地域
第一種中高層住居専用地域			第二種中高層住居専用地域		
日影規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲	日影規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	3 時間以上	2 時間以上	(一)	3 時間以上	2 時間以上
(二)	4 時間以上	2.5 時間以上	(二)	4 時間以上	2.5 時間以上
測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 日影規制の対象は、高さ10mを超える建築物です。			測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 日影規制の対象は、高さ10mを超える建築物です。		
容積率	200/60	200/60	容積率	200/60	200/60
高度地区	2(-)10	2(-)10	高度地区	2(-)10	2(-)10
黒字	防火地域	防火地域	黒字	防火地域	防火地域
第一種住居地域			第二種住居地域		
日影規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲	日影規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	4 時間以上	2.5 時間以上	(一)	4 時間以上	2.5 時間以上
(二)	5 時間以上	3 時間以上	(二)	5 時間以上	3 時間以上
測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 ただし、準工業地域で第3種高度地区内は6.5mです。 日影規制の対象は、高さ10mを超える建築物です。			測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 ただし、第3種高度地区内は6.5mです。 日影規制の対象は、高さ10mを超える建築物です。		
容積率	300/80	300/80	容積率	300/80	300/80
高度地区	3(二)低	3(二)低	高度地区	3(二)低	3(二)低
黒字	防火地域	防火地域	黒字	防火地域	防火地域
近隣商業地域			商業地域		
日影規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲	日影規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	4 時間以上	2.5 時間以上	(一)	4 時間以上	2.5 時間以上
(二)	5 時間以上	3 時間以上	(二)	5 時間以上	3 時間以上
測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 日影規制の対象は、高さ10mを超える建築物です。			測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 日影規制の対象は、高さ10mを超える建築物です。		
容積率	300/80	300/80	容積率	300/80	300/80
高度地区	3(二)低	3(二)低	高度地区	3(二)低	3(二)低
黒字	防火地域	防火地域	黒字	防火地域	防火地域

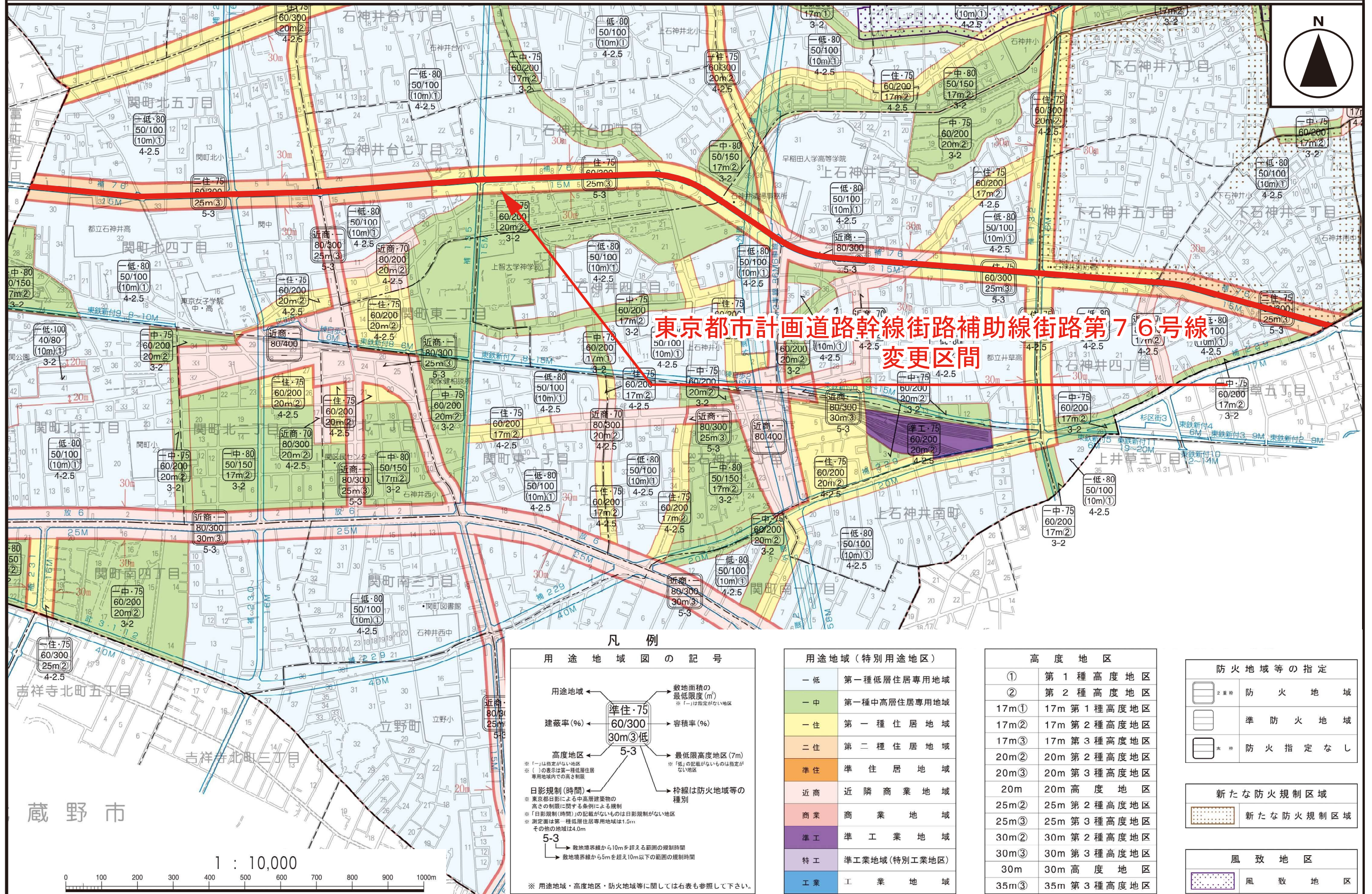
※赤の細線(□)は用途地域等の境界線です。
※赤の太線(□)枠内は防火地域です。
※容積率は表示範囲以下で、かつ、前面道路の幅員が12m未満の場合は、原則として前面道路の幅員の数値に住居系では4/10を、その他の地域では6/10を乗じたものの以下となります(例えば、第一種中高層住居専用地域で、容積率200%・前面道路幅員4mの場合、実際の容積率の限度は200%ではなく4×4/10×100%=160%となります)。
※規制される日影時間は、冬至における真太陽時の午前8時から午後4時までです。
※商業地域及び近隣商業地域で、指定容積率が400%以上の区域には、日影規制はありません。
※建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画(都市計画法第8条第3項第2号イ)で定められた最低限度以上でなければなりません(建築基準法第53条の2)。地区計画区域内は別に定めています。

凡例

(上記以外の都市計画等)

表示	種別	名称等
高度利用地区	高度利用地区	上荻一丁目地内 梅里一丁目地内
風致地区	風致地区	善福寺風致地区 和田堀風致地区
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区	和田堀特別緑地保全地区
生産緑地地区	生産緑地地区	
低層階商業誘導地区	低層階商業誘導地区	
道路	道路	
駐車場	駐車場	杉並第一号新南内寺地下自転車駐車場 杉並第二号新南内寺地下自転車駐車場 杉並第三号新南内寺地下自転車駐車場 杉並第四号新南内寺地下自転車駐車場
公園・緑地	公園・緑地	
ごみ焼却場	ごみ焼却場	杉並ごみ焼却場
一団地の住宅施設	一団地の住宅施設	高井戸西
都市高速鉄道	都市高速鉄道	
土地区画整理事業	土地区画整理事業	杉並南部・被災復興
地区計画	地区計画	番試験場跡地周辺地区地区計画／気象研究所跡地周辺地区地区計画 宮前二丁目地区地区計画／大田原公園周辺地区地区計画 高井戸東一丁目地区地区計画／荻窪三丁目地区地区計画 成田東四丁目地区地区計画／宮前二丁目地区地区計画 玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画 阿佐谷谷北東地区地区計画
沿道地区計画	沿道地区計画	杉並区環状八号線沿道地区計画 (注)都市施設については、上記の他に「河川」などがあります。
建築協定	建築協定	上高井戸一丁目地内
新たな防火規制区域	新たな防火規制区域	

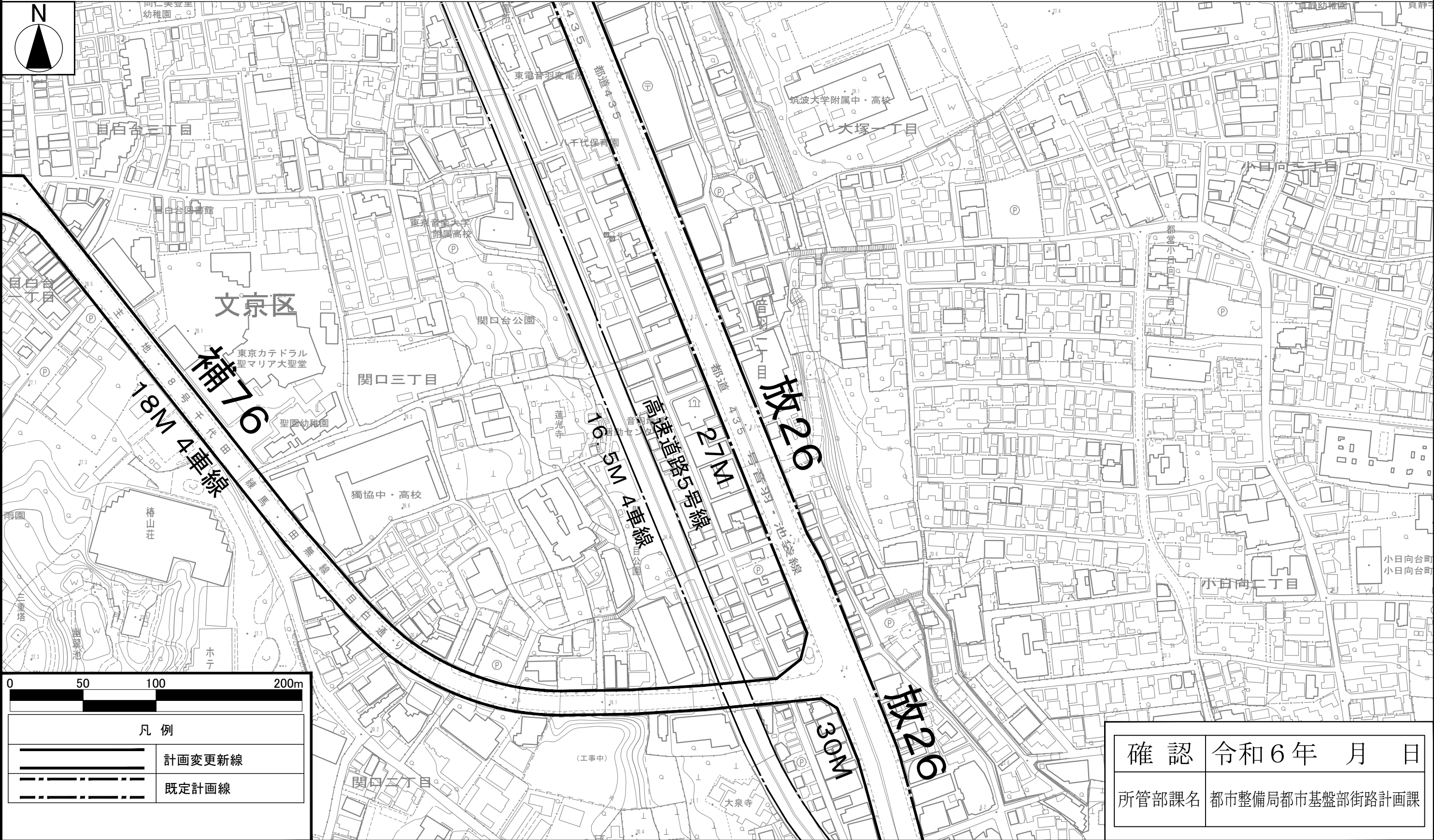
縮尺 一万分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 1

縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 2

縮尺 二千五百分の一

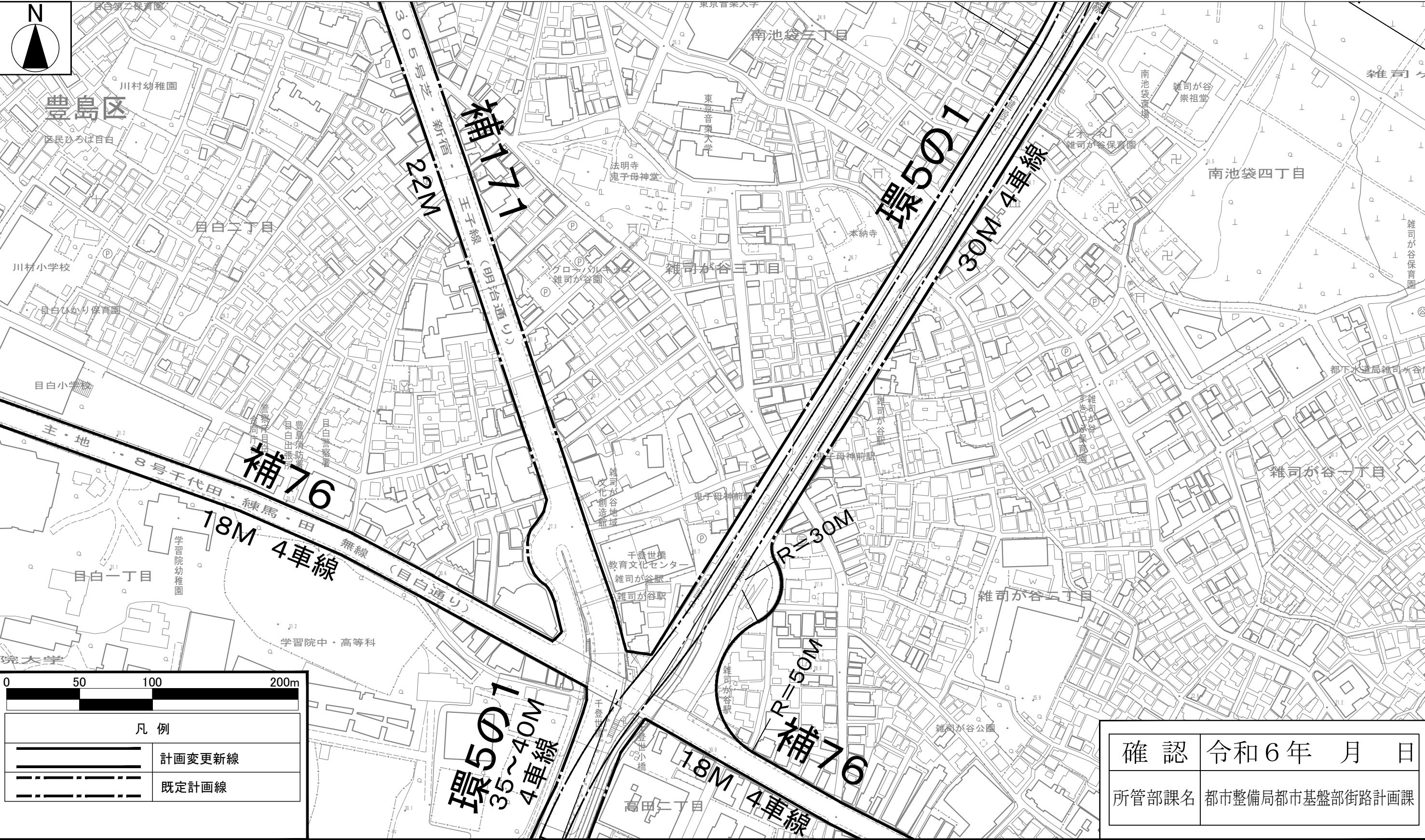
[東京都決定]



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 3

縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



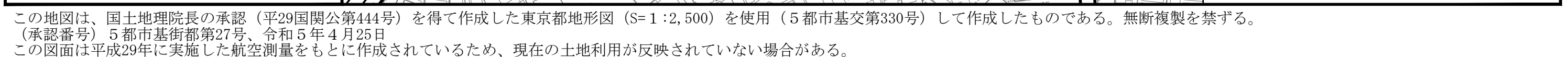
この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

確認	令和6年 月 日
所管部課名	都市整備局都市基盤部街路計画課



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

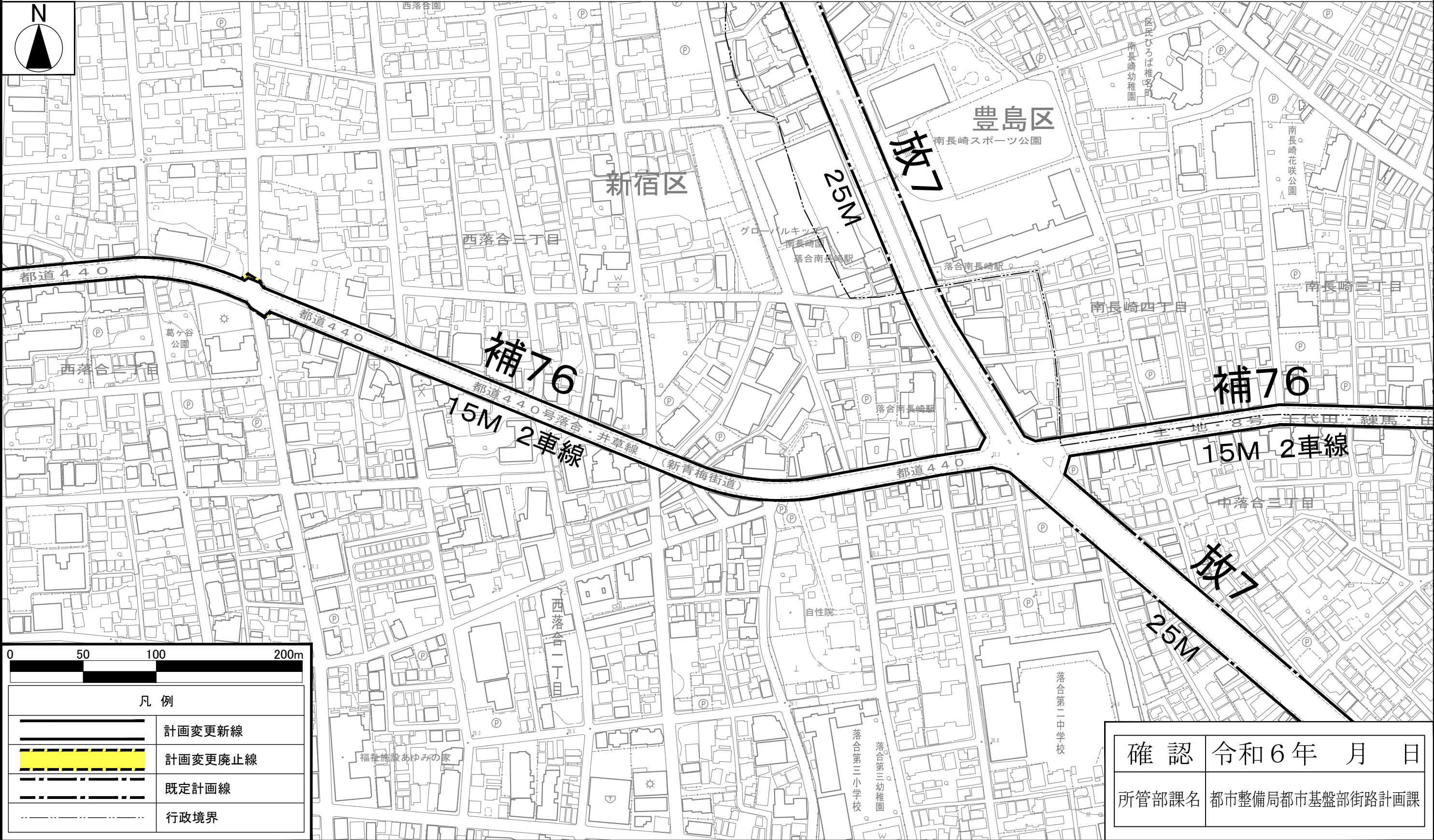
縮尺 二千五百分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 6

[東京都決定]

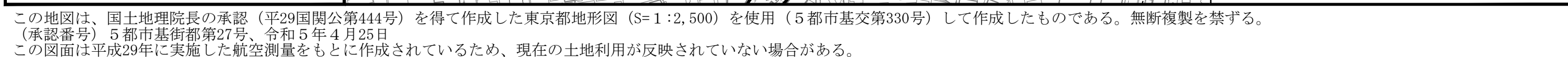
縮尺 二千五百分の一



確認	令和6年月日
所管部課名	都市整備局都市基盤部街路計画課

この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

縮尺 二千五百分の一



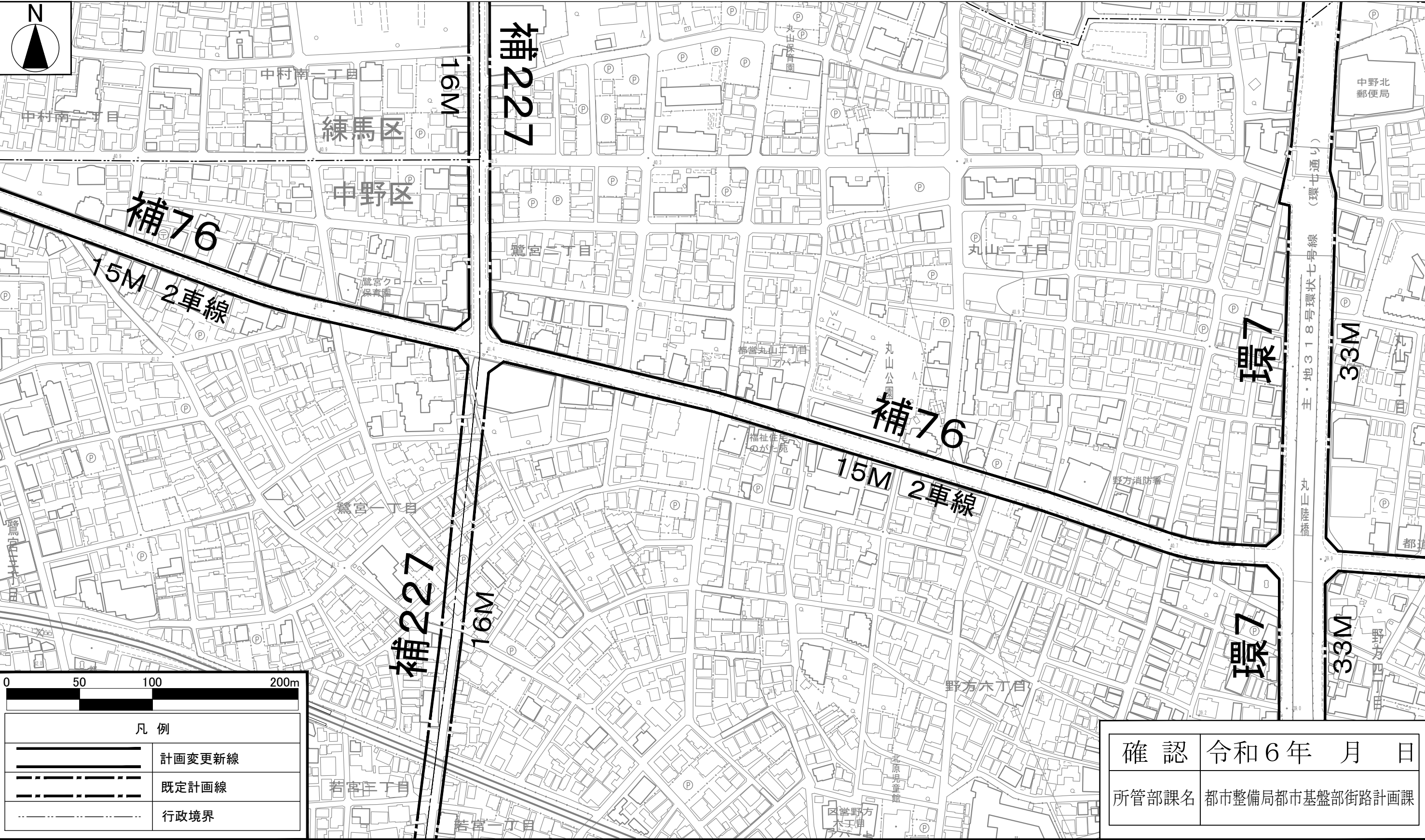
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 8

縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 10

[東京都決定]

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

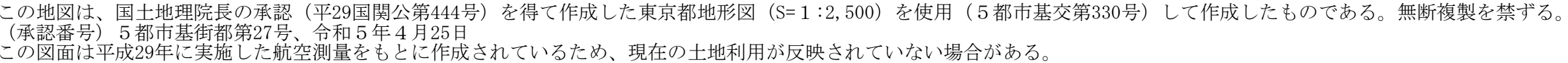
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 11
〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一

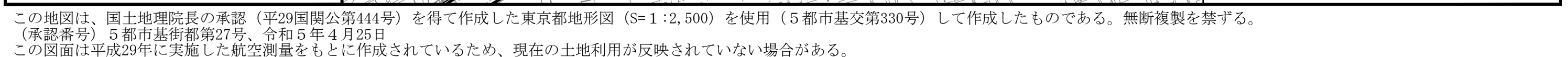


この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

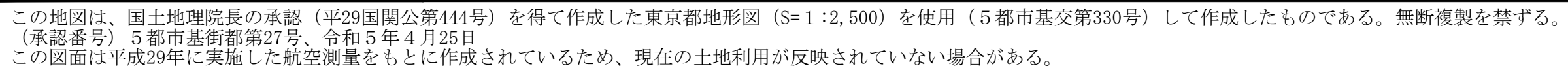
縮尺 二千五百分の一



縮尺 二千五百分の一



縮尺 二千五百分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 15
〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 16
〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一

